

る仕組みにし直していただきたいと思います。

事業者報酬の基準につきましては、日払い方式や加算・減算などの成果主義的なあり方、それから、人員基準の常勤換算方式はやめるべきだと考えております。もちろん、水準も施行以前の水準まで戻していただくことが、事業者の現時点での疲弊を解消する手立てであるだろうと考えます。

社会資源の拡充や基幹的課題につきましては、また後で発言させていただければと思います。

以上です。

#### ○潮谷部会長

ありがとうございました。

それでは、障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会から、室津様、山田様、花崎様、お三方の発言のようでございますので、どうぞ時間配分をよろしくお願いいたします。

#### ○室津障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会代表

日本グループホーム学会の室津と申します。私は、今年に入って脳梗塞を起こして、しゃべろうと思ってもなかなかしゃべれないことがあったりしますので、今日の内容について3人で分担して話をさせていただきたいと思います。

言いたいことはいっぱいあるんですが、その中の特に訴えたいことを要約したものを作成しましたので、それを見ていただければと思います。大変申しわけないんですが、要約したときに直し忘れがあって、今日訂正しましたので、訂正したのもも配っていただいておりますので、そちらのほうを見ていただければと思います。

それでは、山田から。

#### ○山田障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会副代表

それでは、室津が少し不自由になっておりますので、私と花崎で分担してお話をさせていただきます。要約版を見ていただければよろしいかと思います。

私たちは「障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会」というものをつくって、今まで活動をしてまいりました。今回の見直しに当たりまして、自立支援法は何を守り、何を変えなければならないかという議論を今まで行ってまいりました。自立支援法は、障害のある人が普通に暮らせる地域づくりを目指し、今まで厚労省関係の皆さんが自立支援法をご説明なさるときに、「障害の有無に関わらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する」という理念を掲げ、第一前提でお話をなさっておられました。

こういった自立支援法の目的は、我々が願っていた一人一人の暮らしを尊重するという、

ノーマライゼーションの根幹理念そのものについては絶対守り抜いていただきたい。また、こういった理念に基づいて生れた施設から地域へという流れは決して後退させることのないようお願いしたいと思っているわけです。ここで必要なことは何なのか。安心して暮らすことができる地域社会の実現というのは一体どうなのかということで、我々も論議しながら、皆様にご提言をさせていただきたいと思うわけです。

グループホーム・ケアホームは、ご存じのように入所型の施設から地域生活移行の受皿としては、大変重要な話だということになっております。その支援の質を高めるための取組は今後も必要であろうと思っているわけですが、これらの施策全てが本人主体で行われなければならないと思っています。グループホーム・ケアホームで暮らしている利用者さんたちの言葉も種々お聞きしていく中で、ここに掲げておりますように、「自由」「静か」「安心」「自分の家」であると、入所施設と地域生活を比較して、彼らは言葉で伝えてくれております。なお、入所施設にいる仲間を早く出してくださいと訴えているわけです。そういう観点から見て、「地域生活移行」を進めるためにと、要約版で、それと本人中心の「地域の暮らし」を進めるためという2点については私からお話をさせていただきます。

まず、「『地域生活』を進めるために」であります。これは、地域生活移行とは一体だれが決めてきたのでしょうか。今まで論議されてきた中で、家族あるいは地方行政からの声を頼りにした入所待機者という調査をされながら、入所施設を整備されてきた今までの歴史は十分に承知しているところです。しかしながら、実際に地域生活移行ととらえたときに、本人のニーズ、本人の声を今まで聞いてきたでしょうか。そのことを地域生活移行待機者として、入所施設全体に対してまず把握すべきではないかと思っているわけです。

そのために、3月5日の厚生労働省主管課長会議の資料でも出されましたけれども、入所施設から地域生活移行の移行数が増えているわけではありませんが、少なくとも九千数百人の入れ替わりがあったことは事実として一定の評価はしたいと思います。地域生活移行待機者は一体だれが把握していくのか、それについては改めてここで提案させていただきたい。精神障害の退院支援に関わる施策が昨年度動き出したと同じように、地域生活移行に伴う地域生活移行支援コーディネーターを配置して、促進すべきではないかと思っております。また、グループホーム等については、不足していることも当然なんですけれども、安心できる施策、仕組みとしての相談支援体制、情報を利用者さんに届けるという部分について不足していると思います。

そういった情報を基に、本人中心の地域での暮らしをもっと進めていくためにはどうしたらいいのだろうか。私たち学会はこのように考えました。地域生活援助と地域生活介護を統一した「地域生活援助」とすべきです。現場でもグループホーム・ケアホームについての名称も含めて、制度、取組についても、あるいは、諸事務についても、いまだに現場では混乱しているのが事実です。ここにありますように、地域生活援助として、介護給付、訓練等給付を個別給付という形で統一していただきたい。

2点目、グループホームの大規模化を阻止する対策をぜひ講じていただきたい。グループホームの重要性はこれまで述べてまいりました。ところが、そのグループホームの規模たるや、従来の4人から5人、あるいは7人までとしていたところから、10人という大規模化をしまいでまいっております。結果的に経営重視に傾く嫌いがありまして、大規模化されてきている傾向があります。これは果たして地域生活なんでしょうか。ぜひ定員規模の小さいところを手厚くしていく対策、施策をそのまま継続、あるいは、新たに見直していただきたいと思います。

3番目、個別支援計画に基づく個別支援決定を行っていただきたい。障害程度区分による報酬額、人員配置等々、これまでいろいろ工夫をしていただきました。しかしながら、個人の暮らしは種々雑多ございまして、個人個人の生き方支援に基づくとなると、個別支援計画というのを明確に行う必要があると思います。そのためにケアマネジメントを対象、つまりケアマネジメントというのはサービスの利用計画作成費の対象にさせていただきたい。それをもって個人がどこでどう暮らしていくか、あるいは、グループホームの暮らしからどう次の生き方を具体化していくか、そのことについてケアマネジメント対象、すなわちサービス利用計画作成の対象としてご検討いただきたいと思います。

それでは、スイッチします。

#### ○山田障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会副代表

それでは、「障害児こそ地域の普通の住まいが必要です」ということについて、手短かに述べさせていただきます。

日本グループホーム学会は、グループホームということで大人の地域の暮らしをずっと考えてまいりましたが、なぜここで障害児についての意見を申し上げるかと言いますと、自立支援法の基本理念である「自立と共生社会の実現」ということを考えた場合、それに年齢の枠はございませんし、将来、自立と共生の社会の中で生きていく子どもはそれにふさわしく育てられなければならないということでございます。子どもの問題は非常に多岐にわたりますので、特に今日は住まいの場ということに限って申し上げたいと思います。ここに5点挙げてあります。

1つは、「障害児は他の子どもと異なる特別な存在ではありません。この国に生れ育つ一人の子どもとして児童福祉法に則り、他の子どもと同様に育成されるべき」と。なぜこのような自明のことを申し上げるかと言いますと、2番目に大いに関係がございます。障害のある子ども及びその家族は、地域に展開される全ての子育て支援サービスを等しく利用できるよう支援され、それに重ねて障害に固有の支援策を利用できる仕組みが必要です。今、国は少子化対策基本法に則って、「子ども子育て応援プラン」というものを、市区町村を基盤に展開しております。そこに障害児が、言葉は悪いですけども、乗り遅れてしまうということを非常に危惧しております。そのことを2番目に申し上げております。

3番目は、相談支援センターなどの家族支援機能を、家族の問題の複雑化、深刻化、緊

急性に対応できるレベルに引き上げ、子どもが親元（実親）で暮らし続けられるようにしてください。今、地域で様々な家庭支援、家族支援、それから、子ども支援の相談センターがありますけれども、その実力が、現在の複雑化した、これは障害児ばかりではありませんが、子育ての問題の中で出てきている親の不安定さ、その他複雑化、深刻化、緊急性に対応できていないんですね。ですから、問題を拾い上げても、それに対応できない。そのためには、この機能に並行して、すぐ駆けつけることができる機能も併設した形で力を強化するような施策にしていきたいと思えます。

それから、4番目は、社会的養護を必要とする障害児の住まいの場を抜本的に改善してください。社会的養護、つまり実親家庭で暮らせなくなる子どもが、数は少ないですけれども、現にいるわけです。その子どもたちは障害児施設、児童養護施設を中心に暮らしているわけですし、その実態は様々なところで報告されておりますけれども、まだ大部屋処遇が中心で、その中で落ちついた育ちが保障される状況にないわけです。それを抜本的に改善するということは、もちろん施設そのものが、いろいろな形で改善されていく。これは既に始まって、努力がされていますが、この努力をもっとしやすいようにするということ。

そのほかに、現在、児童養護施設などで制度化されて、既に実践されている「地域小規模児童養護施設」、つまり地域における小規模の子どものグループケアですね。そういうふうなことを障害児施設でも実現できるようにしてほしい。ただし、これにはいろいろな検討課題がございます。障害児だって分ければいいのかということもありますけれども、早急に様々な問題が洗い出されるような形で、検討委員会などをぜひつくっていただきたいと思えます。

2番目は、障害児が里親などで養育される道を開いてください。里親というのは日本では非常になじみにくいと言われておりましたけれども、国は今力を入れて、例えば里親手当を倍増するとか、新たに第二種社会福祉事業として位置付けられるファミリーホームということも、昨年度から今年度にかけて進めております。これもここの中から障害児が抜け落ちないように、どのような条件整備をすれば障害児も里親の下で養育されるかということ、これは研究あるいはモデル実施段階と思えますが、ぜひ開いていただきたいと思えます。

最後に、地域相談支援センターをはじめ地域支援機能と社会的養護機能の相互乗り入れ。と言いますのは、児童が障害児施設とか児童養護施設に入ってしまうと、今まで関わっていた、例えば児童相談所その他が一斉に手を引いてしまう現実があるんですね。そこで家族への再復帰とか、地域への復帰が非常に遅れてしまうということがあるわけです。この地域支援機能と社会的養護機能というのは、相互に乗り入れて有効に支援を展開されるべきであると私どもは考えております。

大変手短ですが、これで失礼します。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

それぞれのお立場からご意見を賜りました。委員の皆様方からご質問、ご意見がございましたら、よろしく願いいたします。

安藤委員、どうぞ。

○安藤委員

君塚会長さんにお伺いしたいのですけれども、資料の2ページに脳性マヒと発達障害が半々と書いてありますが、発達障害については現在特別支援教育の中での大きな課題になっているだけです。発達障害児にきちんと対応できる専門の先生方も不足していますし、適切にどう対応していくのか非常に難しい問題が出ているようです。施設の中で発達障害児というのがどのような課題になるのかについて、どう報告しているのかお伺いしたいと思います。これが第1点です。

第2点目は、非常に深刻な問題が出されている感じですが、7ページの下の方の障害者自立支援法での課題の1番が在宅重度障害児への不十分さ、これについては施設の経営が非常に不安定になっているのではないかと予想されますけれども、2番目についても自己負担で利用者と施設とが対立関係となる危惧ということですが、もう2年も経過していますので、机上ではなくて、実際に具体的な課題が出ているのではないかと思うんです。利用者と施設経営者については、入っている子どもたちと支援施設の関係というものは対等平等、信頼関係をもとにすべきなのですから、これでは非常に深刻な問題が出ていますが、具体的にどんな問題なのかを伺いたいと思います。

○潮谷部会長

安藤委員、質問はそれでよろしゅうございますか。

○君塚全国肢体不自由児施設運営協議会会長

肢体不自由児施設における発達障害児への対応という中身、全国的なところでは分からないのですが、外来レベルでは、外来の受診者の半数50%が自閉症などの発達障害であるということでの医学的な対応を行っております。1つは、小児精神科医、あるいは、臨床心理士によるカウンセリングのような、ご家族及び本人への対応ということがあります。もう一つは、医学的なリハビリテーション、特に監督統合訓練という形でいろいろな動作、スキルを獲得していくことを、モーターを通して自信をつけていって、本人が自尊心を高めるという形での対応をしております。ただ、数が多くて要望にこたえきれないということがありまして、そのために継続して地域での発達障害のリーダーへの講習会を行っております。そういう現状だと思います。入所については、短期入所というぐらいで、発達障害のための入所は現在ではまだやっていて、今後一元化に向けてということ

で、私たちの病棟の中にも透明な隔離施設をつくったりはしております。

それから、2番目の自己負担をめぐっての課題ですが、端的にいうと、30万円ぐらいまでの未収金のレベルですと、地域の簡易裁判所での申請で片がつく、もっと超えてしまうともっとレベルの高い裁判所にとということで、差押えという形は一部でされております。利用者の未収金ということではいろいろなノウハウが必要で、事務的なことも大変ですし。それから、虐待のお子さんたちは5～6%入所しておりますし、その方たちは措置なんですけれども、契約、あるいは、自己負担との絡みも一方で持ちながら、なかなか協力的でなくて対立するという、直接的ではないんですが、利用料という絡みでそういう面があります。

#### ○潮谷部会長

安藤委員、よろしゅうございますか。

はい、ありがとうございます。

北岡委員、どうぞ。

#### ○北岡委員

グループホーム学会の方にお尋ねしたいと思います。私は、このたびの自立支援法の見直しの大変重要な課題の一つに、ケアホームが飛躍的に充実されるということが極めて重要だと考えているんですけれども、今日お出しいただいた「本人中心の『地域での暮らし』を進めるために」の3番目の「個別支援計画に基づく云々」というところの、「入居者ひとりひとりについて、環境、生活のしかたなども加味した個別支援計画」と、この辺についてもう少し具体的にお話をいただけたらと思うんですが。

#### ○潮谷部会長

山田さん、お願いいたします。

#### ○山田障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会副代表

詳細版の4ページに少し書いておりますが、グループホーム学会でグループホームの個人々の生活の状況を、援助量と障害程度区分とを比較させてもらいました。その程度区分でいうと10倍ほどの開きがあった。では、環境と言われた部分については、このやや下のほうにございますけれども、例えば入浴時にどの程度の援助が必要か、障害程度区分で出てくるんでしょうが、この程度区分だけでは具体的なことがあらわれてきていない。

暮らし方はその人の日中活動も含めて様々な生活の仕方があるわけなんですけれども、程度区分という大雑把な括りの中では個人個人の生き様に合った、生き方に合った支援を組み立てていこうとすればするほど、障害程度区分によって制限されてしまうということになると、かえって本人の暮らし方が障害程度区分で制限されることになってしまうのではな

いか。こういうところが調査等々で、データ上の開き、あるいは、必要な支援がそこに届いていないということがあらわれてきております。それは夜間の支援体制についても同様で、そこを申し上げたかったわけでありませう。

○潮谷部会長

よろしゅうございますか。

ほかにございませんでしょうか。浜井委員、お願いいたします。

○浜井委員

龍谷大学の浜井です。きょうされんの齋藤さんにお伺いします。先ほどは時間がなくて詳しいご説明がなされなかったと思うんですが、配付された資料の2ページ目の6番の社会資源の拡充についてです。これは基本的な問題で、グループホームなどがこれに関係してくるんだと思いますが、資料では、基幹的な社会的資源の量的な不足が挙げられています。そして、社会資源不足を解消するために、何らかの時限立法も含めたような法的な手段を講じるべきだと書かれているんですけども、これをもう少し具体的に説明していただけないでしょうか。

○潮谷部会長

齋藤さん、よろしくお願ひいたします。

○齋藤きょうされん副理事長

現実には社会資源の問題が地域移行を進めにくい要因であったり、施設機能をより障害の方々のニーズとか必要な支援に応じて高めていくという意味でも、弊害になっていると思います。何よりも絶対的な数は果たしてニーズに即して充足しているのかという点での検証も求められるだろうと思っております。実際に自立支援法の中で「障害福祉計画で基盤整備を図っていく」と言われてきておりますけれども、自治体の財政事情に大きく影響を受けているのではないかと思いますし、とりわけ地域生活支援事業の部分についてはそういう傾向は否めないのではないかと思います。

また、障害福祉計画のつくり方も、短期間の中でということで、国の指針に基づいたワークシートで多くの自治体がそれに基づいて新体系の量等をはじき出すような手法もとられておりましたけれども、本当の意味での地域の実感として、当事者の実感としての社会資源の整備が必要だと思います。その観点から時限立法という手段を講じて飛躍的な基盤整備の拡充を進めるという方策を検討していただきたいということでもあります。

以上です。

○潮谷部会長

浜井委員、何かほかにございませんか。

ほかには皆様、ございませんでしょうか。

こちらから見えにくうございませんが、川崎委員のお隣。

○岩谷委員

岩谷です。君塚委員にお聞きしたいと思ひます。肢體不自由児の児童福祉法の下にあるべきだというのがご意見でありますけれども、現実に肢體不自由児施設の中で加齢児と言われる重症心身障害児の方たちが非常に多く入っているという事実がございませぬ。その方たちの問題というのはどのように考へて、児童福祉法とどういふふうに分けするといふか、施設としてはそういう人たちがたくさんいるわけですが、その人たちの問題をどういふふうで考へておられるんでしょうか。

○潮谷部会長

君塚さん、よろしくお願ひいたします。

○君塚全国肢體不自由児施設運営協議会会長

児童福祉法との絡みということでは、国の責務の下とか、児童憲章に則った理念的な面での位置付けを強調したいという形の中で、その前提の下に介護保険とは違ふんだという形の、ユニバーサルな上位概念として、児童福祉法は現在ものを続行しながら障害に関する障害自立支援法をつくっていきたいということですが、直接的な重症心身障害児への対応という形の中で、児童福祉法においては重症心身障害児施設というものが18歳を過ぎた加齢児でも入所できるという文言で、現在、加齢児が87%に及んでいるという実態があると思ひます。

その中で、私たちのほうでは重症心身障害児以上に加齢、あるいは、地域支援をやっております、入所だけではなくて、全体的に在宅の重症心身障害児を支えているというふうで考へております。今日、重症心身障害児施設の方がいらっしやらないので、あまり比較的事はせずどういふふうにとのことですが、生命維持の機能を重視する形で、例えば宮田委員の資料の中にスタッフの医師、看護師の平均が書いてありましたが、肢體不自由児施設で同じように医師を平均換算すれば、施設平均で8名ぐらい、看護師が五、六十名はいると思ひます。そういう形で医療的な方たちをケアしていると。

ですけれども、現在の法律では施設に入っていることによつての支援費が、重症度によつて属人化されたものではないということ、ねじれ現象が起きていると考へております。そういう意味で、実際的に18歳以下の重症心身障害者層を主に肢體不自由児施設が見ているんですが、それは大きな大変さ、あるいは、お隣の宮田委員の通園でも少なくとも5割は重症心身障害児であると思ひます。こういう形で児童福祉法における名称と現在の実態との乖離もあると考へておりますけれども、その辺で児童福祉法を変えてほ

しいということは考えていない段階です。

ちょっとまとまりませんが。

#### ○潮谷部会長

お約束の時間は相当過ぎてしまったんですが、それぞれのお立場の中で簡潔に、皆様方のヒアリングに対して、質問等々あればもう少し頂戴したいと思います。

広田さん、お願いいたします。

時間的に制約のおありな方はそれぞれ見計らってくださいようお願いいたします。

#### ○広田委員

きょうされんの斎藤さんです。お疲れさまです。私、かつて作業所に行っていた経験から、1ページ目の上から4行目、「当事者及び家族の不安」というふうに書いてありますが、私は作業所に行っていたとき、とても職員に依存していて、自分が作業所に行っていたときに自立支援法のことを聞いたら不安になったんだろうと思うんです。不安になるような情報提供が行われていないかどうかということ。これは意見です。

それから、2番目の応益負担などについて。応益、廃止すべきですと。廃止すべきですということは、応能負担にするのではなくて、応能も応益も廃止で、利用料はゼロということなのかというのが1つ目の質問です。

それから、事業体系についての上から4行目、「とりわけ就労部分について」というところですが、いろいろなところでお話を伺っていると、日本人ってやっぱり建前と本音の人間で、私はいつも本音をしゃべっているんだけど、この部会に出ていてとても建前が多いなと感じるんですね。先日、宮城県の栗原というところで23の企業が集まって就労支援センターを立ちあげたんですが、そこへラジオの取材で行ってきましたけれど、企業が障害者を雇用する場合は分かりいい、福祉の雇用は分かりづらいという感じです。私自身も作業所を卒業してから3カ所の民間企業で働きましたけれども、ある意味では作業所の職員よりも零細企業の経営者のほうが、障害者の力をうまく活かしてくれたのではないかと。これは感想です。

それから、5つ目の事業者の報酬などの基準についての3行目に、「人材確保に困難を極めている現状にあります。従事者の待遇水準はそのまま障害のある人への支援の質に直結します」とあるんですが、前半のお話でも、自分たちの身分保障、職員の所得保障ができないと、障害者に対するサービスが下がりますよとおっしゃるんですけども、例えば横浜などは年間2,000万ぐらい、旧作業所の体系、今は自立支援法でもいろいろな体系ができていますが、そのぐらいのお金を出しても、本当にサービスの質のいい職員がどのぐらいいるかといったら、それはやっぱりクエスチョンマークだし、障害者によっては1人100万円、あなたが社会資源に行くことによってかかってますよというお話をすると、じゃ、現金で月々2~3万もらったほうがいいという人もたくさんいるわけですね。そうい

ういわゆるコンシューマーの本音を聞いたことがありますかということと、こういうところに「水準の低下はサービスに直結しますよ」ではなくて、大変厳しい状況にあって我々も食べられないんだ」ぐらいのほうのインパクトがあるのではないかと。これは意見です。

それから、その下の6番目に社会的入院の問題を書いていたのですが、社会的入院の問題は、精神のほうの検討会で私はもう一つの拉致だと。北朝鮮の存在は国であり、地方自治体であり、医療関係者であり、家族であり、私も含めた仲間かもしれません。そういう言い方をしていますが、これは時限立法が最適かどうか分かりませんが、国は隔離収容施策を謝罪して、社会的入院を出さなきゃいけないということで、ここで社会的入院のことを書いていただいたことに対してはお礼を申し上げます。

それから、7番目に総合福祉法の制定ということを書いてありますが、先日もここに発達障害の方と難病の方、自閉症の方がこられたんですけど、もう3障害の時代ではなくて、社会的障害者の総合福祉法という時代だと思います。

そういうことで、意見と質問です。

#### ○潮谷部会長

斎藤さん、よろしくお願いいたします。2点、質問だったと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### ○斎藤きょうされん副理事長

応益負担の問題に関しては、基本的な考え方として、人として生きていく最低限の部分に関して、十把ひと絡げでサービスを利用したら1割負担ということになっている実態については問題があると思っておりますし、そこは廃止すべきだと思います。その後の負担のあり方は、今後この部会も含めて当事者、関係者を交えて議論をしていただくことが必要ではないかなと考えております。障害がなくても、当然のように行う日常の生命維持行為とか、通常的生活行為ということへの1割負担ということの問題点を指摘しております。そういう考え方はやめていただきたいということでもあります。

それから、従事者の待遇の問題ですけれども、今、横浜の例を聞かせていただきましたが、地域活動支援センターなどでは、現実には年間の補助金が500万円以下で法定事業の地域活動支援センターだということもございます。そういうところで働く方たちの実情というのは大変悲惨だと思っております。従事者の立場からこのように申し上げているわけですけれども、私は、障害のある方たちの立場からしたときも、人による支援の部分がこのような低いみなされ方というのは、障害のある人たちにとっても非常に不当なものではないかなというふうにも考えております。

#### ○潮谷部会長

ありがとうございました。

広田さん、よろしゅうございますか。何かまだ……。

○広田委員

私は特にコンシューマーとして、職員の身分保障とか所得保障が低いことが障害者にとって不利益だということと関係ないと思います。私は生活保護制度を使っていろいろな機関で相談をボランティアなどでやっていますが、それと自分が相談を担うということが直結しないと思うんですね。自分が貧乏だから相談者に対していい相談が行えないというわけではない。体調が悪いときには話を聞けないかとか聞く力がないということはありませんけれども、ですから、一般的に国民に向けて言う場合には、福祉事業者の身分保障を訴えたほうが分かりやすいと思います。

それから、言い残したことなんですけれども、「見直しに当たって検証が求められます」と書いてあるんですが、いっぱい相談を受けていて、作業所とかいろいろな形態の社会資源に行ったときに、「保育園のようで嫌だった」とか「私はああいうふうな社会性のないところは嫌だった」というふうな形で、いわゆる精神障害者が帰ってくるのがたくさんあるんですよ。そういうときに本音の検証はなかなかとれないと思います。そういう障害者の本音がスタッフや行政に届かないということも知っておいていただきたいと思います。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

最後のお一人ということで、山岡さん、お願いいたします。

○山岡委員

発達障害の団体を代表して出てきておりますので、肢体不自由児施設や肢体不自由児の通園施設に、5割を超えるような発達障害の子どもたちを受け入れていただいていることに感謝申し上げます。

障害児支援の見直しの検討会におきましても、気になるという段階から、敷居の低い、あるいは、身近なところで受け入れるというところが一つあって、宮田先生から出ているネーミングを見ますと、「子ども療育センター」というふうになっておりまして、表面的に肢体不自由児施設のように思えないようなネーミングにすると、発達障害の子どもがわあっと押し寄せるといった話もございます。そのネーミングの問題も含めて、敷居の低いような施設、受入機関が地域にあるほうがいいなと思っています。

宮田先生にお伺いしたいんですけども、さっきあまりご説明いただけなかったんですが、障害児等療育支援事業のような形で、地域において施設が巡回の相談や支援に出て行くと、非常にすばらしいと思うんですね。その中でいくと、個別の支援計画とかアセスメントの関係とか、だれがコーディネートするんだとか、あるいは、実施主体をどこにする

んだとか、そういうところはちょっと難しい部分があるかと思うんですけども、その辺についてもう少しご説明いただければなと思います。

○潮谷部会長

宮田さん、お願いいたします。

○宮田全国肢体不自由児通園施設連絡協議会会長

かつて障害児（者）地域療育等支援事業という事業がありまして、療育関係の3事業、派遣・訪問と外来、施設支援という3つの柱で展開された事業がありました。これは、一般財源化されまして、今、特に自立支援法になってから障害児等療育支援事業ということで、都道府県・指定都市・中核市の事業になってしまって、非常にあいまいになっております。この部分をもう一度見直して、しっかり施設が地域に人を出せたり、専門性を提供できたりするようなシステムにしていきたいと考えているわけです。

ただ、かつて地域療育等支援事業の時代でも、モラルハザードと言いますか、施設としてもいろいろな形で収益を上げようとして、例えば祭りに呼んでというようなこともありました。この部分については何人かの参考人からも出ましたけれども、個別支援計画を明確に打ち出して、それに基づいた地域支援に出向いたときに個別給付とか、そういう形で収入が入るような形ができないかと考えております。この1年かけて我々の通院施設も、この部分も含めた仕組みを考えていきたいと考えております。

よろしいでしょうか。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

山岡委員、何かおっしゃりたいかなと思いますけれども、皆様、既に肌感覚でお気づきのように冷房が切れたみたいですね。この会場は4時までということで借りてあったのかもしれないけれども、今日はせつかくのヒアリングでございますので、多くの方々からのご意見、ご質問等々をいただきたいということで、35分程度オーバーしてしまいました。大変申しわけございませんでした。

ヒアリングを通して論点を把握し、さらにそれぞれの委員の方々には、論点整理の後、論点論議を展開していくという段階がこの後に広がってこようかと思っておりますので、皆様、それぞれのヒアリングの中であれもこれもという質問があったかと思いますが、短い時間の中でご迷惑をおかけすることになってしまいました。ぜひご了解いただきたいと思っております。

それでは、午後の予定した団体からのヒアリングを終わりにさせていただきます。ご発表いただきました関係者の皆様方には感謝を申し上げたいと思っております。

それでは、事務局にバトンタッチさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○蒲原企画課長

本日は大変ご熱心にご議論いただきまして、本当にありがとうございました。

今日で2回目のヒアリングでございました。次回第37回は8月20日（水）2時からということになっております。引き続きまして、関係団体からのヒアリングになりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は本当にありがとうございました。

（了）